

緑の分権改革推進会議第4分科会（第4回） 議事要旨

1 日時 平成23年3月1日（火） 15時40分～18時30分

2 場所 科学技術館 第1会議室

3 出席者 飯田委員、岡田委員、谷口委員、堀尾委員（主査）

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議事

① ガイドライン（素案）について

② 現地調査（意見交換会）について

③ 有識者による事例報告

・原 亮弘 氏（おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役社長）

・武本 洋一 氏（備前グリーンエネルギー株式会社 代表取締役社長）

・中川 修治 氏（NPO法人 市民ソーラー・宮崎 副理事長）

④ 賦存量等調査について

⑤ 事業展開実証調査について

(3) 閉会

5 議事の経過

議事①、②、④及び⑤について、事務局より、また、議事③について、有識者より、それぞれ資料の説明・報告が行われ、その後以下の討議が行われた。

<議事①>

- 再生可能エネルギー資源等を活用した地域活性化事業への取組状況は、地域により異なるため、ガイドラインの内容は、そういった各地域の取組状況に対応した実用的なものとする必要がある。
- 本分科会がこれまで行ってきた現地調査や意見交換会、事業展開実証調査（アンケート及びヒアリング）を通じて把握できた成功事例等、他地域の参考になる事例の情報についてもガイドラインに盛り込んではどうか。

<議事②>

- これまでの現地調査や意見交換会において、全国的なモデルになり得る事例が見られた一方、事業に取り組む中で費用対効果分析の観点から当初の計画を見直す必要が生じた等の新たな課題が出てきた事例も見られた。
- 今後については、3月2日の京都府京都市での意見交換会及び3月24日の長野県松本市等での意見交換会・現地調査が予定されている。

<議事③>

- 原氏からは、温暖化防止事業にかかる市民ファンド「おひさまファンド」や、地域の金融機関と共同で開発した「おひさまゼロ円システム」を活用した取組等のご報告があった。
 - ・ 「おひさまファンド」とは、市民から1口10万円からの出資を募り、ファンドを原資として実施した太陽光発電事業や省エネ事業から得られた利益を出資者に還元するもの。
 - ・ 「おひさまゼロ円システム」とは、おひさま進歩エネルギー株式会社が個人から9年間月々19,800円の負担を受けて個人の住宅に太陽光発電パネルを設置し、余剰電力の売電収入を個人に還元し、設置10年目に当該パネルの所有権を個人に移転するというもの。

- 武本氏からは、省エネ・ESCO事業や、市民ファンドを活用した太陽光発電事業等のご報告があった。
 - ・ 省エネ・ESCO事業とは、対象施設のエネルギー使用料を把握し、光熱費の省コスト化、CO₂排出削減等のために最適な設備の導入等を組み合わせて進める事業であり、これまで公共施設や医療・福祉機関等において実績が積み重ねられているもの。
 - ・ また、武本氏の備前グリーンエネルギー株式会社においても、市民出資による「温暖化防止おひさまファンド」を活用した太陽光発電事業を実施している。同事業は、当該ファンドと環境省からの補助金を活用して公共施設等に無償で太陽光発電システムを設置し（公共施設等からはサービス料金を徴収）、ファンド出資者に対して、同社の収入（サービス料金の累積）から毎年分配金を返還し、ファンド償還時には元本を完済する予定となっているもの。

- 中川氏からは、再生可能エネルギー資源等を活用して得られた利益を地元に戻し、域内で循環させることの重要性等に関するご報告があった。
 - ・ ご報告いただいた事例の1つとして、滋賀県東近江市の事例があった。これは、市民出資により設置した発電施設からの売電収入を市内限定・期間限定の地域商品券として出資市民に配当して地域内の消費を促し、地域経済の活性化につなげようとするもの。

- ご報告いただいた事例はいずれも、太陽光発電事業等から生じる利益を地域に戻す仕組みがうまく機能し、持続している事例であり、取組の視点等をガイドラインに反映することを検討してはどうか。

<議事④>

- 本分科会で整理した賦存量・推定利用可能量等のデータについては、本分科会内に留まらず、広く活用されることが望まれる。

<議事⑤>

- 事業展開実証調査（アンケート及びヒアリング）の分析結果を踏まえると、ガイドラインにおいて、「緑の分権改革」に取り組む意義について強調することが重要と思われる。

以上

（文責：総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室）